

## 議員提出第1号議案

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年6月13日

大阪府議会議長 久 谷 眞 敬 様

### 提出者

大阪府議会議員 河崎大樹 肥後洋一朗  
しかた 松男

### 賛成者

大阪府議会議員 山下昌彦 角谷庄一  
三橋弘幸 牛尾治朗  
中谷恭典 みよし かおる  
大橋章夫

## 議員提出第1号議案

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年大阪府条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四条 府議会議員が長期欠席（一の定期例会の開会の日から当該定期例会の閉会の日（以下「閉会日」という。）までの間に開かれる次に掲げる会議等（以下「会期中の会議等」という。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をした場合において、閉会日後に最初に会期中の会議等に出席した日の属する月（以下「出席月」という。）の前月が閉会日の属する月（以下「閉会月」という。）の翌月以後の月であるときは、議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が出生、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第十八条第一項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者であること又は病院若しくは診療所への入院であつて医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が議会運営委員会に諮つて認めたことによるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一 四 （略）</p>	<p>第四条 府議会議員が長期欠席（一の定期例会の開会の日から当該定期例会の閉会の日（以下「閉会日」という。）までの間（九月に招集される定期例会にあつては、閉会の日から当該閉会の日に上程された議案の採決を行う日としてあらかじめ議会運営委員会で決定した日（以下「採決日」という。）までの間又は採決日の翌日から閉会日までの間に開かれる次に掲げる会議等（以下「会期中の会議等」という。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をした場合において、閉会日又は採決日後に最初に会期中の会議等に出席した日の属する月（以下「出席月」という。）の前月が閉会日又は採決日の前月までの議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が出生、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第十八条第一項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者であること又は病院若しくは診療所への入院であつて医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が議会運営委員会に諮つて認めたことによるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一 四 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提 案 理 由

府議会定例会招集の月が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものである。